

入札制度改革への提言

今ほど、官公庁における公共調達（物品や工事）問題が社会の中で問われ、大きくクローズアップされているときに、過去にあったであろうか。戦後の日本は、民主主義のもと開かれた行政を目指し、今日の官公庁が形づくられてきました。その過程で物品発注や工事発注については、幾度となく問題が表面化し、その都度改善が図られてまいりました。しかしながら官公庁の閉鎖性や業者間の体質から抜本的な改革には至っていないように思われます。

県における物品発注や工事発注についても、国同様の問題を抱えているように思います。中でも平成18年に端を発した官製談合事件は、県民の信頼を大きく失墜する結果となり、入札制度改革が喫緊の課題となっており、大きな転換期を迎えようとしています。

三股町における入札制度は、国、県の指導のもと行われてまいりましたが、抱える問題は、国、県と大差はなく、落札率、指名業者の選定ほか透明性、公平性、競争性において問題を抱えているように思います。

本町は、今、行財政改革のもと、議員数の削減を始めとして三役の報酬カット、収入役の未設置、職員数の削減等のほか、公共施設

の維持管理の委託化、あるいは物品の節減など既に実施済みのものもありますが、今後についても見直しを検討していく事項が多々あると思います。これらは、当然町民への負担と理解が必要であり、入札改革も避けて通ることはできません。入札の問題点を少しずつでも改善していき、町民に信頼される入札制度を確立することが強く求められており、本町が真に自立していく一歩であると思います。

入札制度研究検討委員会は、町民の代表として、町当局の積極的な入札制度の改善が図られるよう提言申し上げます。

1. 透明性について

- ・ 入札の結果については、入札参加者、落札金額、落札率等窓口での公表のみならずホームページ、町広報紙等においても積極的に公開し広く町民と問題意識を共有するべきである。
- ・ 予定価格の事前公表については、落札率の高止まりの懸念もあるが、公正な競争並びに情報の共有化を優先することから、今後も公表するべきである。
- ・ 法令遵守を徹底し、談合を容認しない役所の体質づくりに取り組むべきである。
- ・ 入札に参加する者と行政に携わる者は、官民の癒着を疑われ

ることのないようその行動には慎重を期すべきである。

2、公平（公正）性について

- ・ 指名は、指名審査委員会の権限とするべきである。
- ・ 技術力及び品質力等を積極的に評価し、等級別格付けに反映できるような制度を構築するべきである。
- ・ 多様な契約方式を積極的に導入し、技術・品質等の向上並びにコスト縮減を図る制度を導入するべきである。

3、競争性について

- ・ 町が試行として実施している条件付一般競争入札については、土木工事だけに限らず他の工事（建築・委託業務等）にも拡大し実施するべきである。
- ・ 入札に参加するものは、談合が違法であることを認識するとともに、談合発覚の場合、県に準じた違約金のほか、入札停止期間の延長など要綱改正を積極的に検討するべきである。
- ・ 土木以外の業種についても、地域要件を緩和した条件付一般競争入札により競争性を働かせるべきである。
- ・ 最低制限価格については、落札率の状況を見ながら検討するべきである。

- ・ 現在、町が試行として実施している土木工事の条件付一般競争入札について効果が見られない場合は、早急に見直しをするべきである。

4、その他

- ・ 地場産業育成の考え方として、競争性が働いた上での地場育成であることを行政、入札参加者は認識するべきである。
- ・ 公共工事の減少や一般競争入札による落札率の低下は、業者への影響が大きいことから、行政として対策を講じるべきである。
- ・ 現在、町が試行している条件付一般競争入札については、低価格の入札が行われる恐れがあることから、粗悪な工事が行われないよう監視体制を強化するべきであり、その為に必要な職員研修等には積極的に参加させるべきである。

三股町長 桑畑和男 殿

平成20年3月11日

三股町入札制度研究検討委員会

会長 岩元兼夫